

第 32 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 32 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 5 年 12 月 22 日、第 32 回総会は市民交流センター多目的ホールに招集された。

1. 開会日時 令和 5 年 12 月 22 日(金)午後 3 時 15 分

2. 閉会日時 令和 5 年 12 月 22 日(金)午後 3 時 48 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9 名)

2 番 古舘 秀巳 委員	3 番 竹野 牧子 委員	4 番 山崎 安人 委員
5 番 中野 正隆 委員	6 番 福士 永輝 委員	7 番 去石 徹 委員
8 番 畠山 一伸 委員	9 番 阿部 剛夫 委員	10 番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦

次 長 小野寺 泉

農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について

議案第 3 号 農地法の適用外証明願いについて

議案第 4 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の審議について

— 午後 3 時 15 分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

現在、委員 9 名中 9 名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第 11 条の定足数に達しておりますので、これより第 32 回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章 2 番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(宮古市農業委員会憲章 2 番朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第 1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第 13 条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には 4 番山崎委員と 5 番中野委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

議長
(報告第 1 号)

次に、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の 1 ページをお開き願います。

(議案書の報告第 1 号を朗読)

今月の受理件数は 12 件でございます。すべて所有権移転で、相続によるものが 10 件、遺贈によるものが 2 件となっております。なお、農業委員会による斡旋の希望はございませんでした。

それでは、12 月分届出合計を読み上げて報告といたしますので、4 ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。福士委員。

6 番福士委員

6 番福士です。質問というより教えてほしいんですけど、これは権利の内容が相続による所有権移転となっておりますが、ここに出ているものはすべて相続登記済みのものなのかどうか教えてください。

それから、テレビや何かで来年の 4 月から相続登記が義務化されると言っていますが、相続登記が、ってなってるんで、相続が確定できないような、要

するに行方不明者、相続人が分からない、もしくは土地がどこだか分からない、そういうのはどうなっていくのでしょうか。

それともう一つ、特に山林ですけども、山林や農地を相続してもあまり価値がないんでいらんって言うてる若い人が多いようです。その場合は国に帰属されるような話をテレビでしていましたが、まあ私個人の意見とすれば国よりも県・市町村に寄付したほうがいいんじゃないかと思いますが、そこら辺について何かありますか。教えてください。

小野寺次長

まず、ただ今報告した届出についてはすべて相続登記が済んでおります。

それから、相続手続きが難しい土地がどうなっていくのか、ということにつきましては、事務局としてお答えするのは難しいのですが、法務省のほうでは、この相続登記の申請義務化と併せて、様々な制度を用意しているようです。例えば、遺産分割協議が進まないため期限内に登記ができそうにないというようなケースに対しては、相続人申告登記という制度がありまして、履行期限内に相続人であることを申し出ると申請義務を果たしたとみなされるそうです。それから、福士委員も仰っていましたが、相続土地国庫帰属制度もその一つで、管理料として一定の金額を国に納めて所有権を国に移転することができるようです。そのほかには、長期間相続登記がされていない土地について法務局が法定相続人を調査して、公共事業等の実施に活用できるようにする事業もあるようです。

ご質問への答えになっていないかもしれませんが、事務局からは以上でございます。

議 長

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長
(議案第1号)

ないようですので、次に日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の5ページをお開き願います。

(議案第1号を朗読)

それでは付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料はナンバー1でございます。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

それでは資料をもとにご説明いたします。資料のナンバー1をご覧願います。

去る12月18日に月当番の竹野委員と事務局の私で現地を確認いたしました。なお、地区担当推進委員の畠山委員にも同じく12月18日に現地を確認していただいております。

2の権利移転の理由でございますが、譲受人は(1)規模拡大、譲渡人は(2)自作地無償所有権移転で、30その他の人手不足により耕作できないため、有効活用されるよう近傍で耕作する譲受人に譲渡するものでございます。裏面をご覧ください。

3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)移動す

る権利の種類は所有権の移転、(2)移動する農地または採草放牧地の区分は農地で自作地、(3)農地法第3条第2項該当の有無につきましては、第1号から第6号まで該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。

4、5及び7番の項目につきましても該当はなく、以上のことから6の調査者の意見につきましては、条件なく許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の畠山委員は、異議がないとのことでもございました。

以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただ今の事務局の説明のとおりで何も問題はないものと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長
(議案第2号)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2をご覧願います。

現地調査につきましては、去る12月18日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)の農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確

実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。

2 の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当はございません。(2)の都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域内ではございますが農用地区域外でございます。(4)は該当はございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしておりまして、3 の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただ今の事務局の説明のとおりで問題はないものと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。

よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議 長
(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の7ページをご覧ください。

(議案書の議案第3号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3をご覧ください。

去る12月18日に月当番の竹野委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局の私で現地を確認しております。

1の適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。

2の他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。

3の調査意見、結論でございますが、1の適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

次に、月当番の3番竹野委員に発言を許します。竹野委員。

3番竹野委員

3番竹野です。ただ今の事務局の説明のとおりで何も問題はないものと見てまいりました。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で議案第3号の審議を終了いたしました。

これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長
(議案第4号)

次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の8ページをお開き願います。

(議案第4号付議番号1番から4番を議案書の朗読により説明)

議長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、これで議案第4号の審議を終了いたします。
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長
(議案第5号)

次に、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を議題といたします。
事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の9ページをお開き願います。
(議案書の議案第5号を朗読)

本日の総会で議決を求める土地は、農地利用状況調査により、農地に復元することが困難と認められる付議番号1番から付議番号9番までの土地でございます。農地に該当しない旨の議決をいただいた後に、土地所有者等へ非農地である旨の通知を发出いたします。

合計欄をご覧ください。

(議案第5号合計欄を朗読により説明)

説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、議案第5号の審議を終了いたします。
これより、議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の審議について」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成です。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第32回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後3時48分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員